

国道42号の通行規制について（第1報）

○国道42号の異常気象時通行規制区間において、連続雨量が規制基準雨量に達したため、令和5年6月2日14時30分から通行止めを行います。

○規制区間、規制内容等は以下のとおりです。

【規制区間】

- ・国道42号 ひだか いけだ ひだか ゆら さと 日高郡日高町池田～日高郡由良町里 延長3.3 km
- ・国道42号 はた ありだ ひろがわ ごのせ 日高郡由良町畑～有田郡広川町河瀬 延長6.0 km

【規制内容】

通行止め

【規制開始】

令和5年6月2日14時30分～

■管内の状況、雨量状況について

□道路情報提供システム <<http://road.kkr.mlit.go.jp/rodo/>>

□和歌山河川国道事務所Twitter <https://twitter.com/Mlit_Wakayama>

□和歌山河川国道事務所ホームページ <<https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>>

<取 扱 い>

<配 布 場 所>

和歌山県政記者クラブ
和歌山県政放送記者クラブ
和歌山県地方新聞記者クラブ

<問 合 せ 先>

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
副所長 はやし しげみ 林 茂視 (内線 205)
道路管理第二課長 おおにし ひろゆき 大西 裕之 (内線 441)
TEL 073-424-2471 (代表)

通行止め区間

